

平成28年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 平成28年7月1日(金)

外国人児童生徒等教育の現状と課題

文部科学省初等中等教育局国際教育課



外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

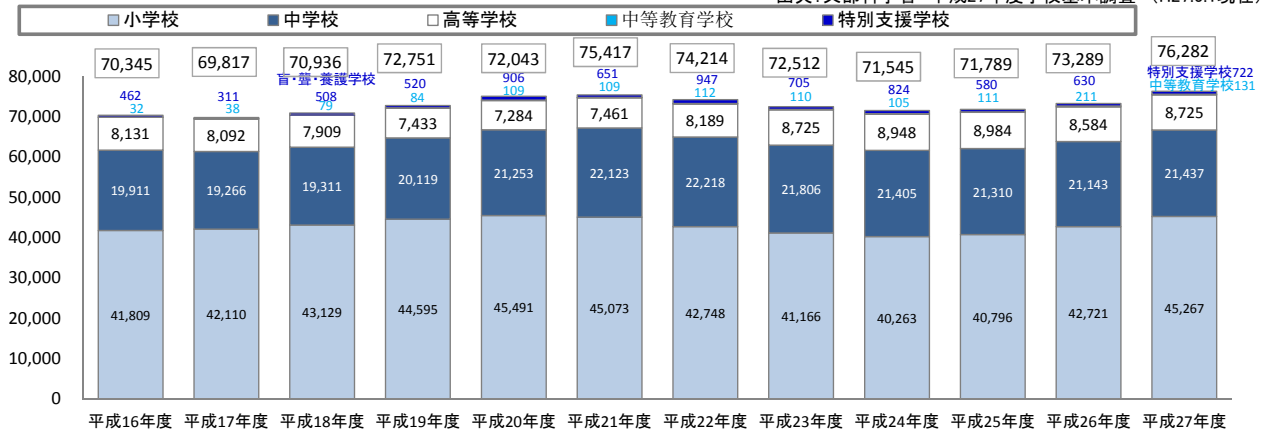
(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

学校に在籍する外国人児童生徒数

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、近年約7万人で推移

【 公立学校に在籍している外国人児童生徒数 】

出典: 文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)



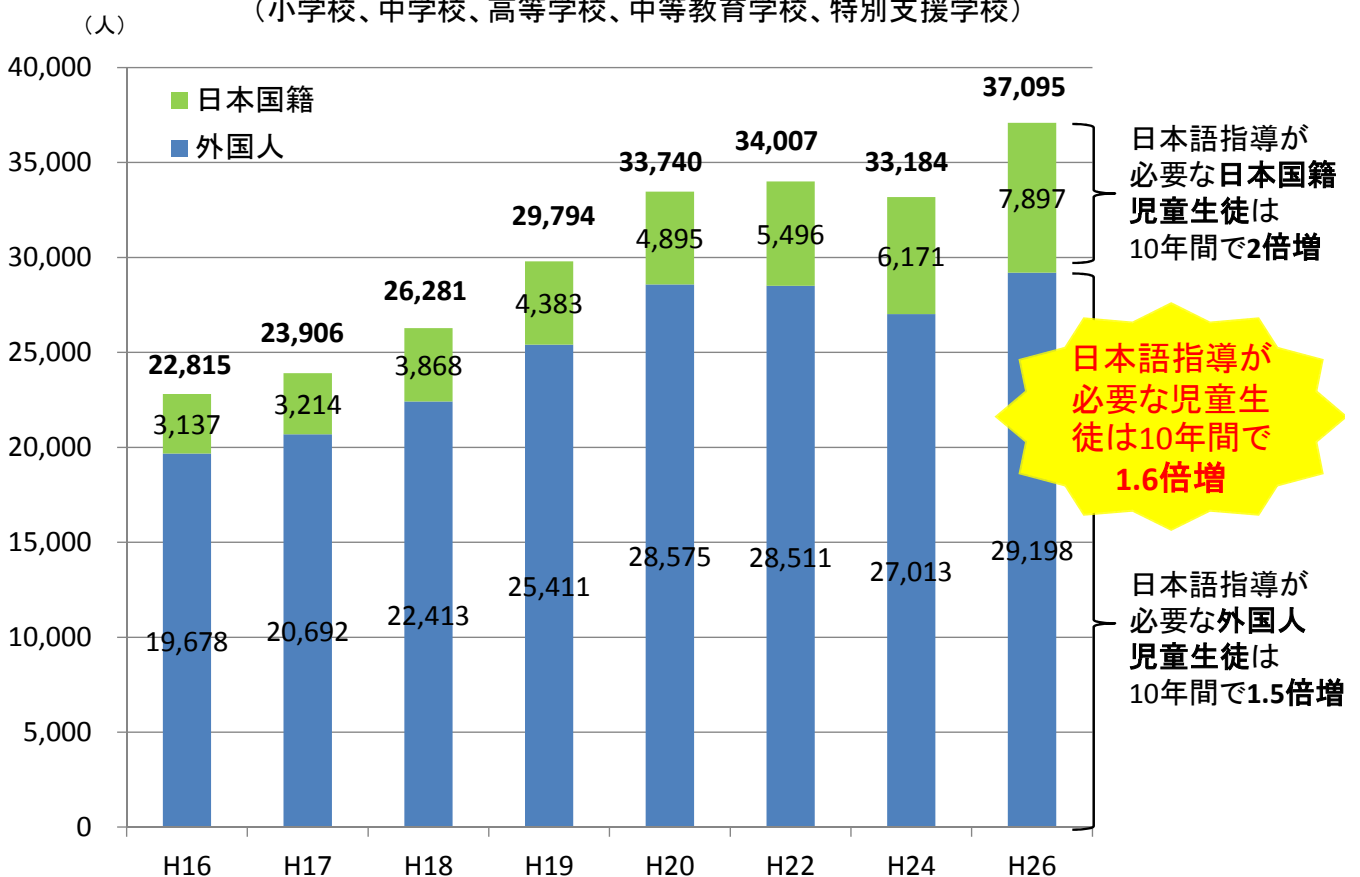
【 国公立学校に在籍する外国人児童生徒数 】

出典: 文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)

	計	国立	公立	私立
小学校	45,721	39	45,267	415
中学校	22,281	47	21,437	797
高等学校	12,979	30	8,725	4,224
中等教育学校	前期	106	8	73
	後期	78	9	58
特別支援学校	小学部	276	1	275
	中学部	142	1	141
	高等部	316	8	306
合計	81,899	143	76,282	5,474

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

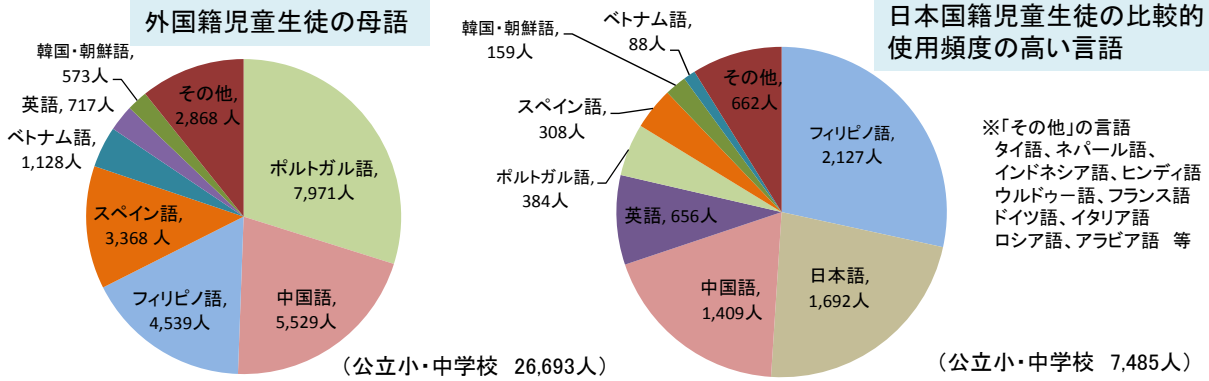
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)」

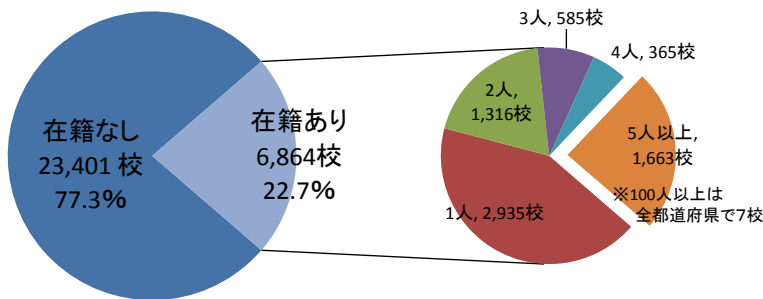
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

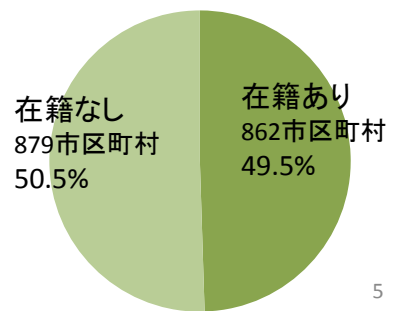


② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)の結果」

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成28年度予算額:児童生徒支援加配 8,767人の内数



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

平成28年度予算額:231百万円(前年度予算額:211百万円)

- (1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成28年度実施自治体数61]
帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。
- (2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成28年度実施自治体数14]
不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

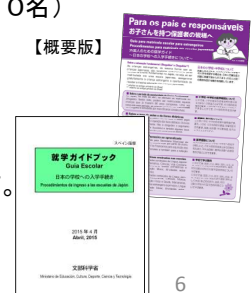
独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

- 1 『外国人児童生徒受入れの手引き』
～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm H23.3 配付
- 2 情報検索サイト「かすたねっと」
～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～
サイトリンク →www.casta-net.jp/ H23.3 開設
- 3 『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』
～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm H26.3 配付
- 4 『外国人児童生徒教育研修マニュアル』
～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm
研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/ H26.3 配付

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度予算額:231百万円(前年度予算額:211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対する

きめ細かな支援事業

補助対象：都道府県・指定都市・中核市 61地域

補助率：1/3

支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

II 定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 14地域

補助率：1/3

支援対象：就学に課題を抱える外国人の子供

現状

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

現状

- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学等の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学等の問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課題

- 学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
 - (必須)*「特別の教育課程」による日本語指導の実施
 - 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
 - 日本語指導のための教材の作成
- ※但し、都道府県が高等学校だけを事業対象とした場合は*を必須項目としない

就学会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校間連携モデル地域の設置
- 地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等)

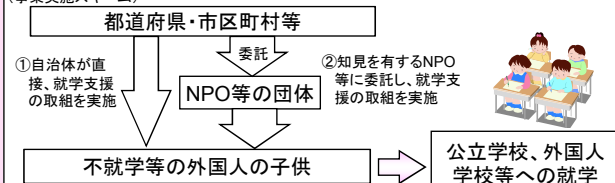
*各地域の取組の実践交流 ※ 担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載等

事業内容

○目的: 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

○取組(例): ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすること」を、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

<平成28年度実施自治体 一覧 61地域>

〇9府県(33府県市)

実施主体	間接補助による実施主体
(群馬県教育委員会)	太田市教育委員会
岐阜県教育委員会	可児市教育委員会
静岡県教育委員会	
(三重県教育委員会)	桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、津市、松阪市、伊賀市 各教育委員会
滋賀県教育委員会	彦根市、長浜市、近江八幡市、 甲賀市、湖南市、各教育委員会
(京都府教育委員会)	宇治市教育委員会 福知山市教育委員会
大阪府教育委員会	箕面市、門真市、富田林市、 泉大津市、茨木市、柏原市、 藤井寺市、各教育委員会
兵庫県教育委員会	芦屋市、宍粟市、福崎町、 朝来市、各教育委員会
(島根県教育委員会)	出雲市教育委員会

〇13指定都市

実施主体
横浜市教育委員会
川崎市教育委員会
相模原市教育委員会
新潟市教育委員会
静岡市教育委員会
浜松市教育委員会
名古屋市教育委員会
京都市教育委員会
大阪市教育委員会
堺市教育委員会
神戸市教育委員会
広島市教育委員会
北九州市教育委員会

〇15中核市

実施主体
郡山市教育委員会
船橋市教育委員会
八王子市教育委員会
横須賀市教育委員会
長野市教育委員会
豊田市教育委員会
豊橋市教育委員会
岡崎市教育委員会
大津市教育委員会
豊中市教育委員会
姫路市教育委員会
奈良市教育委員会
松山市教育委員会
久留米市教育委員会
長崎市教育委員会

9

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



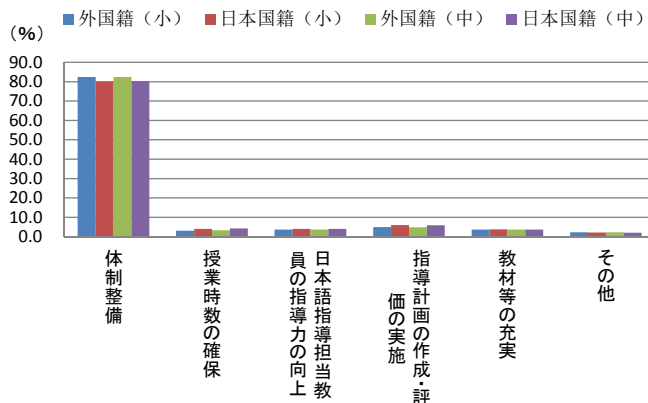
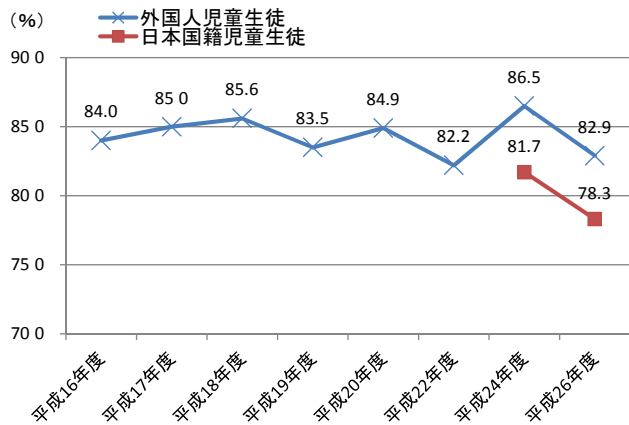
【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
 【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
 【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
 ・課外での指導・支援 等

10

「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】
—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数割合	26.7%	22.9%	20.9%	18.9%
実施学校数	650校／3,185校	291校／1,536校	339校／1,692校	109校／558校

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。 11

情報検索サイト「かすたねっと」

<http://www.casta-net.jp/>

CASTA-NET ●●●



[サイトトップ](#) | [このサイトについて](#) | [利用規約](#)

このサイトは、文部科学省初等中等教育局国際教育課が運営しています。



「かすたねっと」は外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



関連サイト

海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET（文部科学省）



全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)

お知らせ

教材検索のカテゴリーに「利用対象者」を追加しました。指導者用資料を検索することができます。(2014.1.10更新)



教材検索

ウェブで公開されている多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている多言語学校関係文書を探す

多言語の学校関係用語検索

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

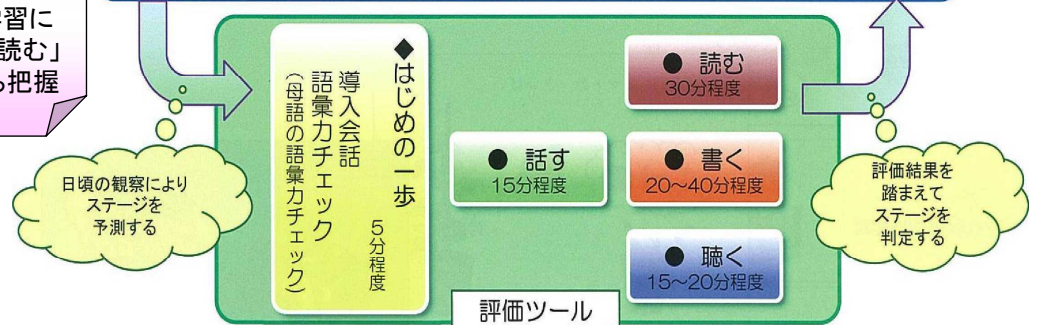
主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したものを、在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA

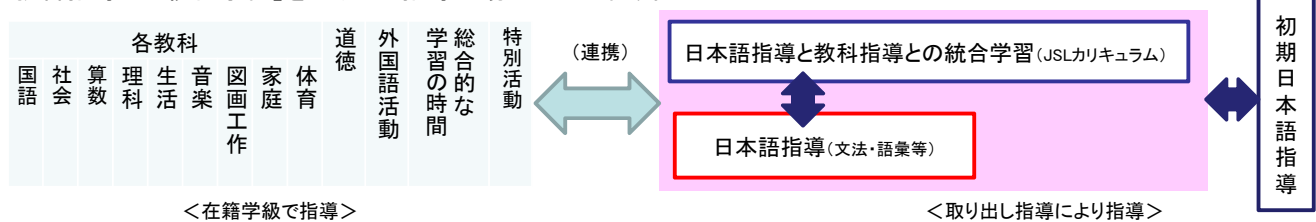
検索



日本語指導と教科指導との統合（JSLカリキュラム）

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



<在籍学級で指導>

<取り出し指導により指導>

○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に沿ってトピックを設定
体験→探求→発信



■「気候」・・・子供の実態と結びつける支援を行う。
○母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
○目標：母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。
気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。
気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参加できる力を育む
各教科の学習課程を重視



■面積の求め方(平行四辺形)・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
○日本語の目標：平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
○活動の流れ ①課題を理解する。
②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
④自分が考えた方法以外について知る。

「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」について

(平成27年11月5日 文部科学省初等中等教育局長決定)

1 趣旨

- 小・中学校における外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・適応指導の充実を図ることが急務となっている。また、外国人の子供への効果的な就学支援や学校、行政機関、企業、NPO団体との連携による取組も重要さを増している。
- これらの点を踏まえながら、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について総合的に検討し、具体的な政策提言をとりまとめるとともに、関係施策を分かりやすく示すことにより学校現場における取組の促進を図る。

2 検討事項

- (1) 学校における外国人児童生徒等に対する日本語指導体制の整備・充実
- (2) 日本語指導に携わる教員・支援員等の養成・確保及び指導内容の改善・充実
- (3) 外国人の子供の就学の促進及び進学・就職への対応
- (4) その他

3 開催実績

- 第1回：平成27年12月 1日
- 第2回：平成28年 1月18日
- 第3回：平成28年 2月 1日
- 第4回：平成28年 3月 7日
- 第5回：平成28年 4月18日
- 第6回：平成28年 5月30日

15

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）の概要

外国人児童生徒等教育の基本的な考え方

- **多文化共生・異文化理解に基づく教育**の必要性和外国人児童生徒等教育の重要性
- 学校教育を通じた**円滑な社会への適応、経済的・社会的自立、グローバル人材育成**
- **国・自治体・学校・地域のNPOや大学等の適切な役割分担・連携**による指導・支援体制の構築
- 多様化する**児童生徒に応じたきめ細かな指導**、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性
- 外国人児童生徒等の**ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示**
- 教員養成・研修を通じた**外国人児童生徒等教育を担う人材育成**

主な提言事項

1. 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 「拠点校」等の事例・モデルの把握・普及。特に散在地域において、「拠点校」等を中心とした広域の指導・支援体制の構築を一層促進◆ 日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネート等の役割を果たす、外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充◆ 日本語指導支援員や母語による支援員となり得る地域の人材ネットワーク形成を促進◆ 地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関との連携・協働の促進
2. 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のモデル・プログラムの開発・普及◆ 初任者研修・十年研修・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育に関連する研修内容の充実◆ 教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム（履修証明等）の構築を促進◆ 日本語指導や母語による支援を行う支援員に対し、学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活指導上の基礎知識に関する研修機会の充実
3. 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 専門的知識が十分でない学校・教員が「JSLカリキュラム※」による指導を行うため、指針、手引き、<u>教材等の必要な情報をパッケージとして提示</u>◆ 中学・高校段階における指導内容の検討（母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導）◆ 各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進（教材検索サイト「かすたねっ」との機能改善・強化）
4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進	<ul style="list-style-type: none">◆ 幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導（プレスクール）等の取組推進◆ 企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組の推進◆ 外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校においてイマージョン教育の検討等、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進◆ <u>SGHを活用した外国語による授業等によるグローバルリーダー育成のモデル校の推進</u>

※日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的とするモデル・プログラム

16